

アドバイザー会合 規程

第1条（本規程の目的）

一般社団法人 JP-MIRAI に設置する「アドバイザー会合」について定めるものとする。

第2条（会合の役割）

会員の意見集約や専門的な見地からの検討をおこなうため、アドバイザー会合を設置し、以下の点について審議し、理事会及び事務局に提言を行う。

1. 活動の基本的な方向性及び年間計画
2. 外国人労働者向け支援事業の在り方
3. 相談救済・救済メカニズム運営事業
4. 人権デューデリジェンス支援事業
5. 調査研究事業
6. 国内外への発信・啓発事業
7. その他、理事会及び事務局が検討を依頼した事項

第3条（アドバイザー会合の構成員）

1. アドバイザー会合は、経済団体・業界団体、民間企業代表、専門家（有識者）、労働組合、NGO、外国人代表から選定された合計 13 人以内で構成する。
2. メンバーは、会員フォーラムにおける意見を踏まえ、理事会において決定する。
3. 任期は、各事業年度の間（1 年）とする。再任を妨げない。

第4条（アドバイザー会合の開催）

1. アドバイザー会合は、代表理事の決定に基づき招集する。
2. アドバイザー会合の開催事務及び進行役は事務局が行う。